

薬局における調剤業務の一部外部委託

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令 第2条)

規制改革の内容

特例措置前

薬局間における調剤業務の受委託は認められていない。

【規制の根拠】

医薬品医療機器等法施行規則 第11条の11

(薬局開設者は、調剤の求めがあった場合には、「その薬局で調剤に従事する薬剤師」に「その薬局」で調剤させなければならない)

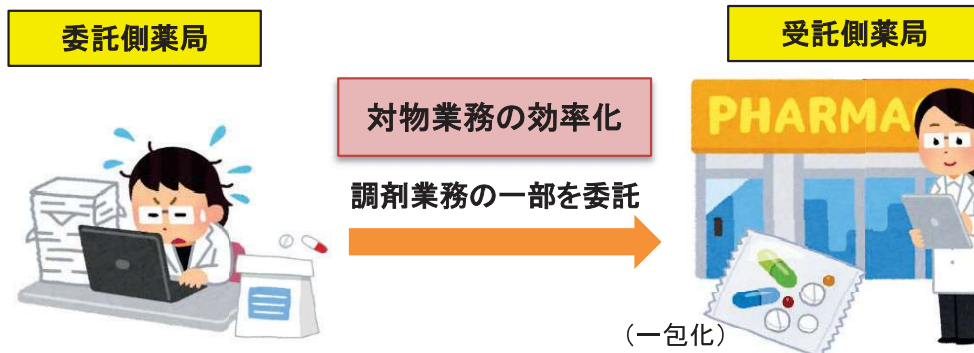
特例措置

調剤業務の一部(一包化に係るものに限る。)を他の薬局へ委託することを可能とする。

効果

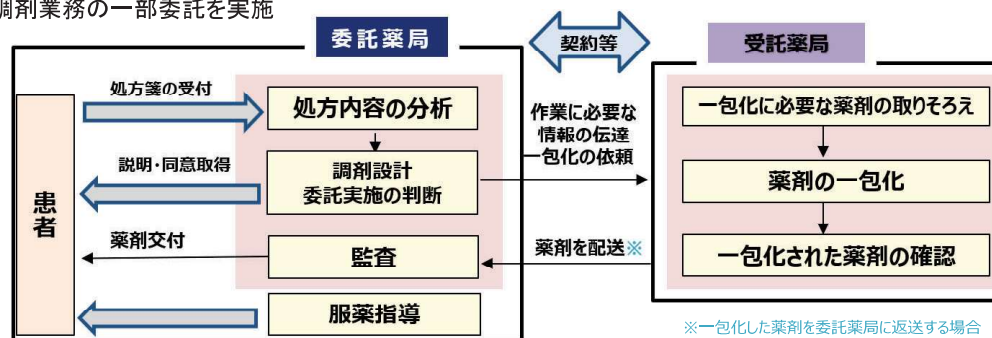
薬局薬剤師の対物業務を効率化し、対人業務の更なる充実が可能になる。

規制改革の概要



【国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業の概要】

薬局開設者は、共同命令及び実施要領(医薬局長通知)に基づき、都道府県知事等の確認を受けた上で調剤業務の一部委託を実施



対人業務を充実

服薬後のフォロー、
医師へのフィードバック等

